記者発表資料

平成３０年　２月　６日
宮城県建設業社会保険
加入推進地域会議事務局

社会保険加入に積極的に取り組む宮城県内の建設企業等を対象とした「社会保険加入促進宣言企業」を募集いたします！

昨日（２月５日）、社会保険加入に積極的に取り組む宮城県内の建設企業等に参加いただき、「宮城県建設業社会保険加入推進地域会議」を開催し、別添のとおり、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」が採択されました。
つきましては、当地域会議として、「社会保険加入促進宣言企業」の積極的な募集を開始しましたので、お知らせいたします。

本地域会議は、これまで建設業界と行政が一体となって進めてきた社会保険加入対策のさらなる定着を図るとともに、より地域に根ざし、取り組みへの理解を広げるため、地域レベルでの取り組みとして、社会保険の加入に積極的に取り組む宮城県内の建設企業等を対象に２月５日に開催されました。

つきましては、本地域会議への参加・不参加を問わず、本行動基準を遵守することを宣言する「社会保険加入促進宣言企業」を広く募集いたします。

１．対象者　：　「宮城県内に拠点を置く建設企業」　又は
「宮城県内での施工実績を有する建設企業」
※法人、個人は問いません。
※建設業関係団体への加盟、非加盟も問いません。

２．申　込　：　建設企業等の方について、別添「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」に必要事項を記載のうえ、ＦＡＸにてお申し込みください。

３．その他　：　行動基準を遵守することを宣言して３月５日（月）まで申し込みのあった建設企業等の方については、「社会保険加入促進宣言企業」として、３月末に東北地方整備局等のホームページにて公表を予定しております。
※３月５日（月）以降も随時申し込みは可能ですが、公表は４月以降となります。

＜発表記者会＞：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会

問い合わせ先

宮城県建設業社会保険加入推進地域会議

【事務局】国土交通省　東北地方整備局　０２２－２２５－２１７１（代表）

建政部　建設産業課長　曾我（そが）　靖（やすし）　（内線　６１４１）

建政部　建設産業課　建設専門官　細川（ほそかわ）　和彦（かずひこ）　（内線　６１４２）

別　添

宮城県建設業社会保険加入推進地域会議

「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」

（元請企業）

１．　工事を受注する際には施工に携わる作業員に係る法定福利費を適切に考慮し、ダンピング受注をしないこと

２．　下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること

３．　施工する現場に携わる下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求め、作業員が適切な保険に加入していることを確認すること

４．　下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと

５．　下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

（下請企業）

６．　工事を受注する際には必要な法定福利費の額を適切に積算して法定福利費を内訳明示した見積書を提出し、ダンピング受注をしないこと

７．　労働者である社員と請負関係にある者を明確に区別し、雇用する社員については、法令に従って必要な保険に加入させること

８．　（再下請に出す場合）下請企業を選定する際には、法令上求められる適切な保険に加入していることを確認すること

９．　（再下請に出す場合）下請企業に対し、作業員を法令上求められる適切な保険に加入させることを求めること

１０．　（再下請に出す場合）下請企業に対し、社会保険関係法令に関する正しい知識の普及に努め、下請指導ガイドラインに基づいた指導を行うこと

１１．　（再下請に出す場合）下請企業に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の活用を促し、法定福利費相当額を適切に見込んだ金額で契約すること

当社は、平成３０年２月５日の宮城県建設業社会保険加入推進地域会議において採択された、「社会保険加入を進めるにあたって守るべき行動基準」を遵守することを宣言します。

平成　　年　　月　　日

会社名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

【送付先】宮城県地域会議事務局（東北地方整備局　建政部　建設産業課）

ＦＡＸ　０２２－２２７－４４５９

※　お問い合わせは、事務局（TEL：022-225-2171（内 6147））までお願いいたします。）